

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

1 インターネット等を利用する方法による選挙運動の主体に関する修正

インターネット等を利用する方法による選挙運動を行うことができる者を、公職の候補者及び政党等（候補者届出政党・名簿届出政党等・確認団体）並びに年齢満20年以上の者とする。

2 選挙運動用電子メールの送信に関する修正

(1) 送信先規制の緩和

選挙運動用電子メールの送信先について、選挙運動用電子メール送信者に対しその電子メールアドレスを自ら通知した者とする。

(2) 記録の保存義務規定の削除

選挙運動用電子メール送信者に係る記録の保存義務の規定を削除すること。

(3) 表示すべき事項の簡素化

選挙運動用電子メールの送信に当たり表示すべき事項について、送信拒否通知ができる旨等を削除し、以下の2つのみとすること。

① 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称

② 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

3 検討条項に関する修正

選挙運動の規制の在り方についての検討条項とすること。